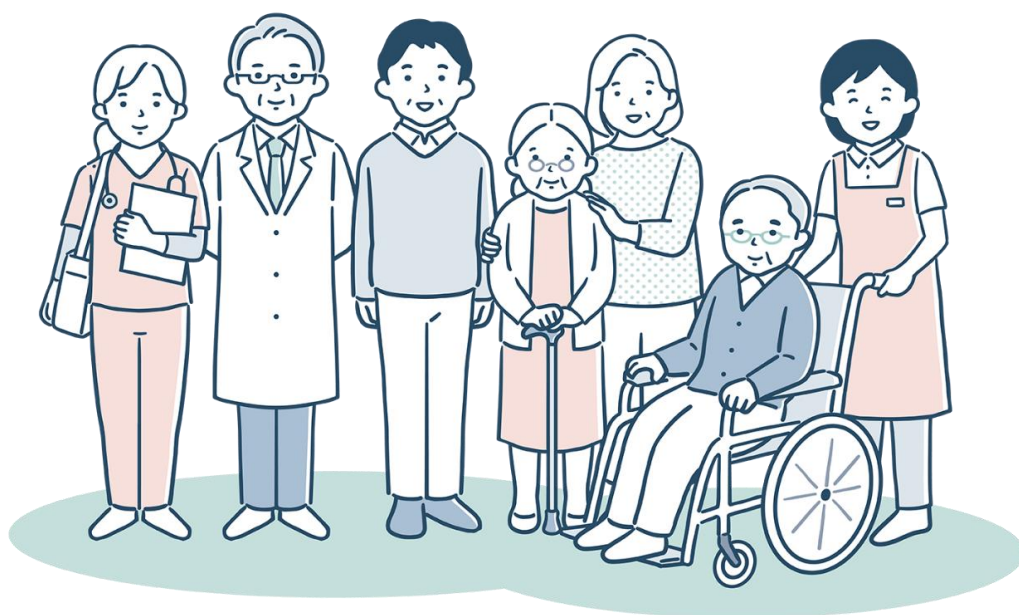


# 高砂市高齢者福祉計画及び 高砂市介護保険事業計画 (第9期)

概要版

育み、認め合い、元気に生きるまち【共生】

～高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくり～



2024年(令和6年)3月  
高砂市

# 1

## 計画の基本的な考え方と基本理念

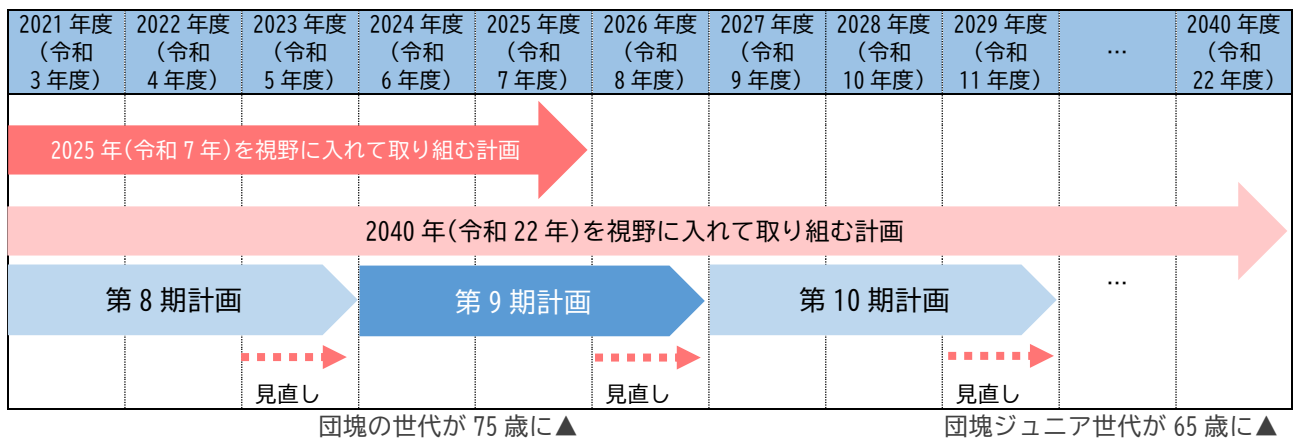
### 計画策定の背景と趣旨

日本の総人口は2008年(平成20年)をピークに減少に転じ、長期の人口減少過程に突入しています。65歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年(令和7年)に3,653万人(高齢化率29.6%)に達し、2043年(令和25年)にピークを迎え、その後は減少に転じる推計です。そのような中、介護ニーズの高い高齢者が急速に増加する一方で、現役世代人口が減少するという新たな局面を迎える2040年(令和22年)を意識した中長期的な視点を持ちながら、地域包括ケア体制を強化することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域で自立を支え合い、つながり合うまちの実現を目指すことが求められています。

本市においても、全国と同様に、人口減少及び高齢化が進行しています。また、ひとり暮らし高齢者や要支援・要介護認定者が増加するなど、以前より支援を必要とする高齢者が増えています。このような状況を踏まえ、本市の実情に応じた新たな「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画(第9期)」を策定します。

### 計画の期間

本計画の計画期間は、2024年度(令和6年度)から2026年度(令和8年度)までの3年間です。団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)を見据えた計画です。



### 基本理念

#### 育み、認め合い、元気に生きるまち【共生】

～高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくり～

本計画では、2040年(令和22年)を見据えた中長期的な視点を持ちながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。また、高齢期を迎えても、誰もが自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる社会(地域共生社会)を構築することを目指します。



# 2

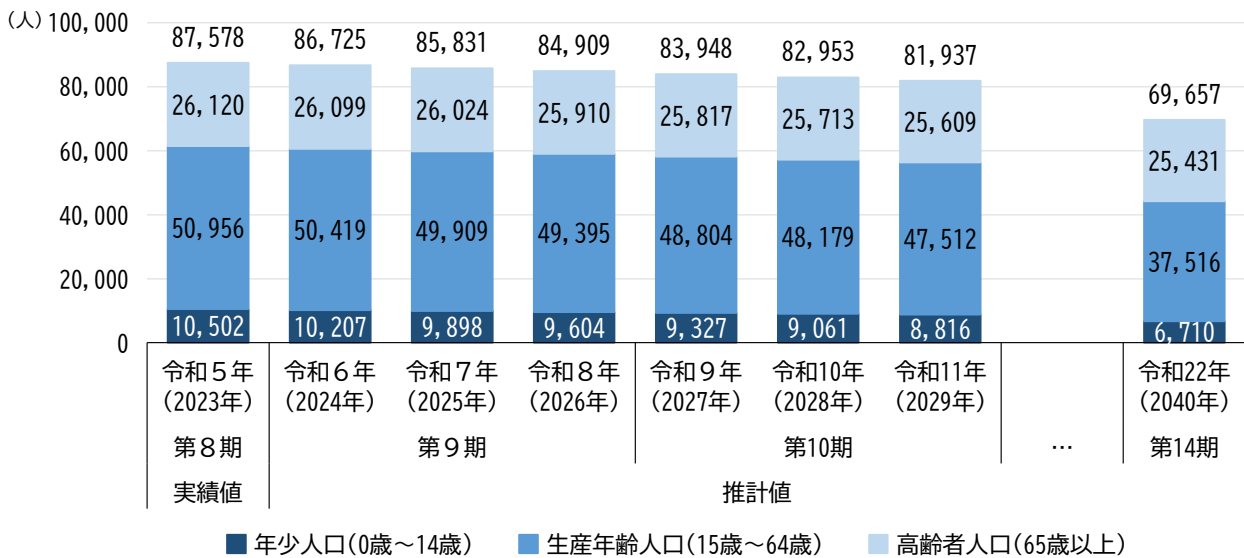
## 高砂市の高齢者を取り巻く現状

### 将来人口推計

総人口は年々減少傾向にあり、2023年(令和5年)は87,578人となっています。第9期の最終年にあたる2026年(令和8年)は84,909人、2040年(令和22年)には69,657人となることが見込まれます。

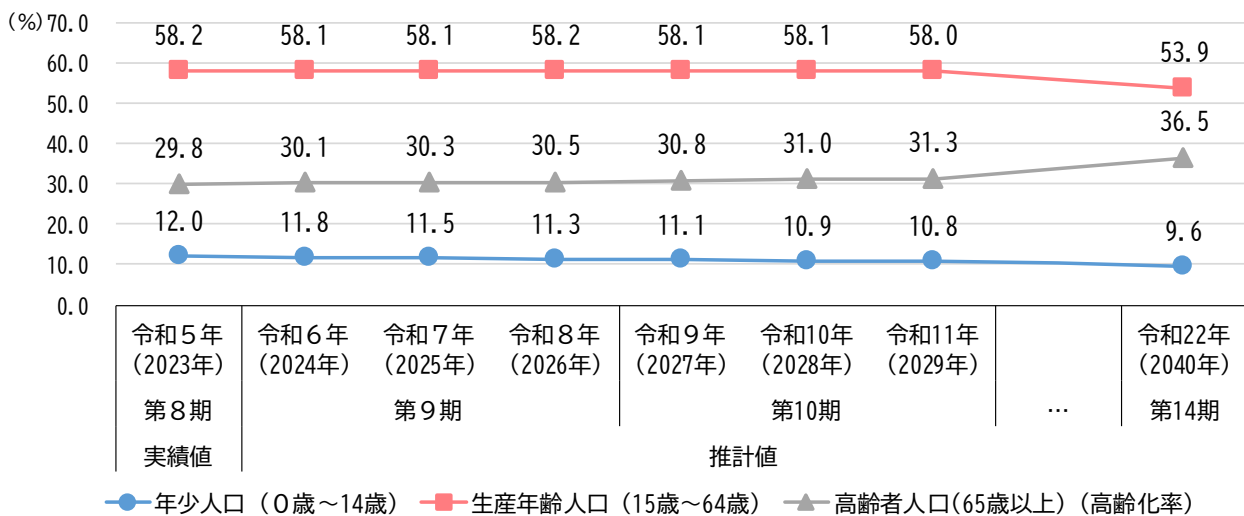
また、高齢化率は2024年(令和6年)に30%を超え、2040年(令和22年)には36.5%と、3人に1人以上が高齢者になることが想定されます。

【年齢3区分別人口の推計】



資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値は住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法で推計

【年齢3区分別人口割合の推計】



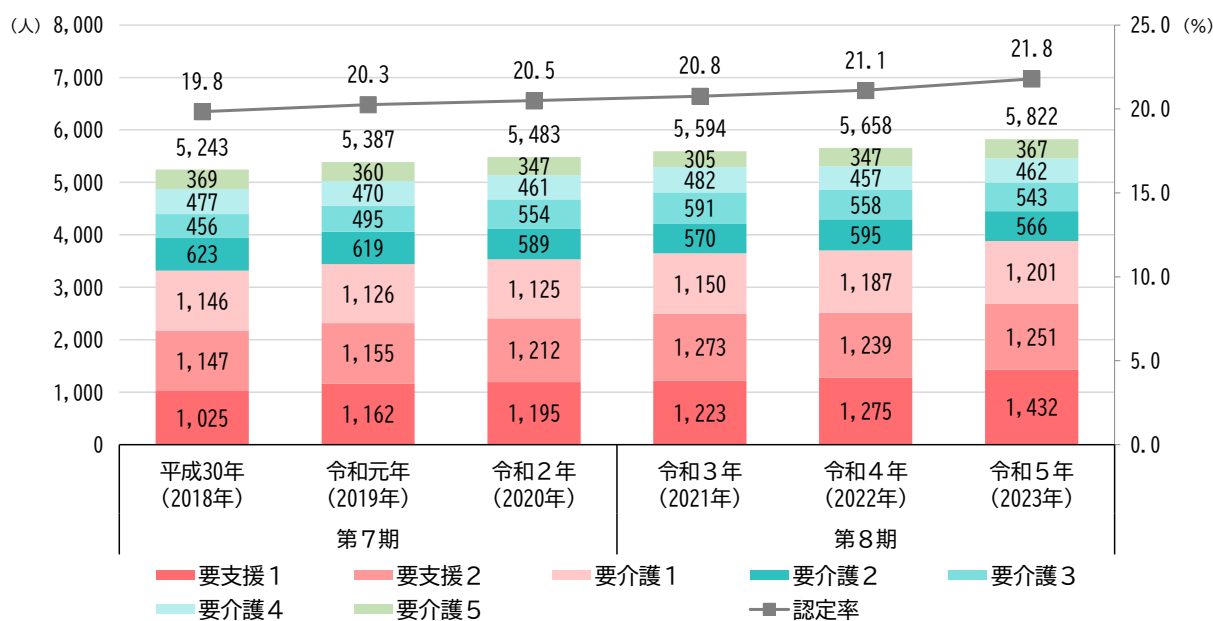
資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値は住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法で推計  
 ※小数点第2位で四捨五入をしているため、合計値が100%と一致しない場合があります。

## 要支援・要介護認定者数の推移と推計

要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあります。特に、要支援1では2023年(令和5年)で1,432人と2018年(平成30年)から407人増加しており、他の介護度に比べて大きく増加しています。

推計をみると、2026年(令和8年)では6,182人と、2023年(令和5年)から360人増加する見込みとなっています。認定率は、2026年(令和8年)では23.4%、2035年(令和17年)では27.2%となる見込みです。

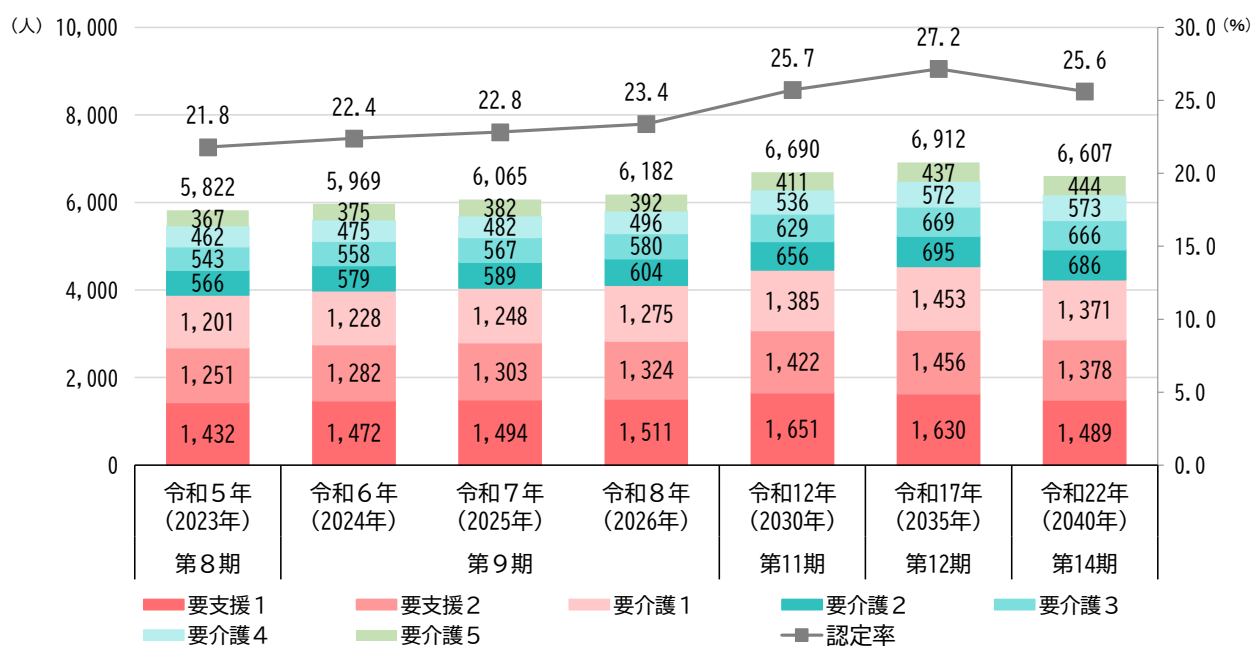
【要支援・要介護認定者数（第2号含む）と認定率の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

※「認定率」は第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数。

【要支援・要介護認定者数（第2号含む）と認定率の推計】



資料：将来推計人口及び厚労省「介護保険事業状況報告」2023年(令和5年)9月月報をもとに、地域包括ケア「見える化」システムで推計

# 3

## 計画の体系

### 基本理念

育み、認め合い、元気に生きるまち【共生】  
～高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくり～

基本理念の実現に向けた施策を展開していくため、課題等を踏まえて、次の3つの基本目標を設定します。

#### 基本目標 1

生き生きと暮らせるための  
社会参加の促進と介護予防の推進

##### 施策の方向性(1)

社会参加・生きがいづくり

##### 施策の方向性(2)

介護予防の推進

#### 基本目標 2

安心して暮らし続けるための  
体制・環境の拡充

##### 施策の方向性(1)

住み慣れた地域での  
暮らしやすさを支える体制の整備

##### 施策の方向性(2)

在宅医療・介護連携の推進

##### 施策の方向性(3)

共生社会の実現を進めるための  
認知症施策の推進

#### 基本目標 3

介護保険サービス提供体制の充実

##### 施策の方向性(1)

介護サービスの充実と質の向上

##### 施策の方向性(2)

介護人材の確保

##### 施策の方向性(3)

介護給付適正化に向けた取組の推進



## 4

## 施策の展開

## 基本目標 1 生き生きと暮らせるための社会参加の促進と介護予防の推進

高齢期を迎えても、多様な活動、交流、就労・就業支援などの社会参加・生きがいのづくりに関する取り組みの充実を図るとともに、高齢者のニーズや生活機能に応じた社会参加を支援できる体制の構築に取り組み、高齢者の活躍を促進します。

また、誰もが心身ともに健やかに暮らしていけるよう、効果的な介護予防とともに、介護予防の基礎となる健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

| 施策の方向性          | 主な施策  |
|-----------------|---|
| 1 社会参加・生きがいのづくり | ①高齢期の運動・スポーツ活動の啓発<br>②高齢者大学を通じた社会参加の促進<br>③老人クラブの活性化に向けた支援<br>④高齢者ボランティアの育成と活動支援<br>⑤高齢者の就業支援 |
| 2 介護予防の推進       | ①介護予防普及啓発、地域リハビリテーション<br>②通いの場、地域介護予防活動の充実<br>③総合事業の実施<br>④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施               |

## 基本目標 2 安心して暮らし続けるための体制・環境の拡充

住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができるよう、不安や悩みを抱える人が必要な支援につながる相談支援体制の強化に取り組みます。

支援については、地域住民をはじめ多様な主体による地域での支え合い、助け合いを推進・促進することで、日常生活の支援体制の整備・強化に取り組むとともに、医療・介護の両方のニーズがある人など、一人ひとりの心身の状態や、置かれている状況に応じた支援の充実を図ります。また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的に推進していきます。

さらに、高齢者の安全・安心な生活が確保されるよう、高齢者虐待防止を推進するとともに、成年後見制度の利用促進など高齢者の権利擁護を推進します。災害時・緊急時の高齢者の安全と安心を確保する支援体制の整備を図ります。



| 施策の方向性                     | 主な施策   |
|----------------------------|--|
| 1 住み慣れた地域での暮らしやすさを支える体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域ケア会議の充実・連携</li> <li>②地域包括支援センターの体制強化</li> <li>③生活支援体制整備事業の推進</li> <li>④避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進</li> <li>⑤民生委員・児童委員等の活動の支援</li> <li>⑥権利擁護事業・成年後見制度利用の推進</li> <li>⑦介護者への支援</li> <li>⑧移動支援施策の実施</li> </ul> |
| 2 在宅医療・介護連携の推進             | <ul style="list-style-type: none"> <li>①在宅医療・介護連携に関する相談支援</li> <li>②地域住民への普及啓発</li> <li>③医療・介護関係者の情報共有の支援</li> <li>④医療・介護関係者の研修</li> </ul>   |
| 3 共生社会の実現を進めるための認知症施策の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①認知症の人に関する理解の増進等</li> <li>②認知症の相談窓口の周知及び相談支援の充実</li> <li>③認知症の早期発見・早期対応等のための体制の充実</li> <li>④認知症の人に対する地域連携の推進</li> <li>⑤認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護</li> </ul>  |

### 基本目標 3 介護保険サービス提供体制の充実

高齢者が要介護状態等となっても、高齢者自身やその介護者の状況に応じた介護サービスを利用できるよう、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を進めます。また、引き続き、介護保険制度の円滑な運営や介護サービスの質の向上などに取り組みます。

さらに、地域における介護ニーズに応えられるよう、長期的な視点も踏まえ、介護人材の確保・育成や介護現場の生産性の向上などの取り組みを推進します。

| 施策の方向性             | 主な施策  |
|--------------------|---|
| 1 介護サービスの充実と質の向上   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①サービス事業所の充実</li> <li>②介護サービス事業者への指導・監督</li> <li>③災害・感染症予防に対する啓発</li> <li>④介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進</li> <li>⑤市窓口における相談支援の充実</li> </ul> |
| 2 介護人材の確保          | <ul style="list-style-type: none"> <li>①ハローワーク加古川との連携による就職相談会・面接会の開催</li> <li>②高齢者認定家事援助ヘルパーの養成</li> <li>③関係機関が実施する取り組みの周知</li> <li>④研修の受講費用の一部助成</li> </ul>                  |
| 3 介護給付適正化に向けた取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①要介護認定の適正化</li> <li>②適切なケアプランの推進</li> <li>③医療情報との突合・縦覧点検の実施</li> </ul>   |

## 5

## 第9期計画における介護保険料

## 介護保険料算定にかかる事業費と保険料基準月額

要支援・要介護認定者が第9期計画期間中に利用すると想定されるサービス料により、標準給付見込額を約223億円、地域支援事業費を約20億円と見込んでいます。第1号被保険者の負担割合が23%となっているため、第1号被保険者が負担する総額は約56億円となります。

調整交付金等によって調整した金額は約54億円となります。この金額を被保険者数で割ると保険料基準額となり、本市における第9期の介護保険料（基準額）は5,900円（月額）となります。

## (1) 第1号被保険者の必要負担額

| 項目                             | 金額・割合           |
|--------------------------------|-----------------|
| A：標準給付見込額                      | 22,297,348,658円 |
| B：地域支援事業費                      | 1,990,863,917円  |
| C：第1号被保険者負担割合                  | 23%             |
| 第1号被保険者負担分相当額（ $[A + B] * C$ ） | 5,586,288,892円  |

## (2) 調整交付金等による必要負担額の調整

| 項目                              | 金額             |
|---------------------------------|----------------|
| A：第1号被保険者負担分相当額                 | 5,586,288,892円 |
| B：調整交付金相当額                      | 1,178,601,207円 |
| C：調整交付金見込額                      | 801,923,000円   |
| D：準備基金取崩額                       | 500,000,000円   |
| E：保険者機能強化推進交付金等の交付見込額           | 35,301,000円    |
| 保険料必要収納額（ $A + B - C - D - E$ ） | 5,427,666,099円 |

## (3) 第9期計画期間中の保険料基準額

| 項目                      | 金額             |         |
|-------------------------|----------------|---------|
| A：保険料必要収納額（収納率99.3%で調整） | 5,465,927,592円 |         |
| B：所得段階別加入割合補正後被保険者数     | 76,892人        |         |
| 第9期介護保険料基準額（ $A/B$ ）    | 月額             | 5,900円  |
|                         | 年額             | 70,800円 |

高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第9期）【概要版】

発行年月：2024年（令和6年）3月

発行：高砂市 福祉部 人権福祉室 地域福祉課  
市民部 保険年金室 介護保険課